

## 『UBSオーストラリア債券オープン（毎月分配型）』 分配金のお知らせ

### ＜本資料のご利用にあたってのご注意事項＞

本資料はUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下、弊社）が作成した資料です。本資料は本ファンドの情報提供を目的として作成されたものであり、有価証券の取得の勧誘を目的とするものではありません。本ファンドのご購入に際しては、販売会社より投資信託説明書（目論見書）をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断下さい。本資料に記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。本資料に記載された市場やポートフォリオの見通し等は本資料作成時点での弊社の見解であり、将来の市場の動向等を保証するものではありません。また、将来、予告無しに変更される場合もあります。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。投資信託は、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の金融機関でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の保護の対象ではありません。

### ＜ファンドの主なリスク＞

当ファンドは、オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債を主要投資対象としますので、金利の変動や組入債券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、組入債券の価格が下落した場合には、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、オーストラリアドル等の外国通貨と日本円との間の為替変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のようなものがあげられます（詳細は投資信託説明書（目論見書）をご覧ください）。

#### ・ 公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

#### ・ 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替変動に伴い、ファンドの基準価額も変動します。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

#### ・ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

#### ・ カントリーリスク

外国証券へ投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

## 『UBSオーストラリア債券オープン（毎月分配型）』 分配金のお知らせ

### その他の投資信託に関する一般的なリスク

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

### 投資信託に関する一般的な留意事項

- ・投資信託は預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預金とは異なり、元本及び利息の保証はありません。また、預金保護制度の対象ではありません。
- ・金融商品取引業者（従来の証券会社）以外の登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（販売会社は販売の窓口となります。）。
- ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。

### ＜ファンドの主な費用について＞

当ファンドのご購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

[直接ご負担いただく費用]

#### ●お買付時の申込手数料

お申込代金に応じて下記の手数料率を乗じて得た金額です。なお、変更されている場合もありますので、お申込窓口でご確認ください。

お申込代金	手数料率
1億円未満	2.10%(税抜2.00%)
1億円以上	1.05%(税抜1.00%)

※ 償還乗換えによる取得の場合は、償還金額の範囲内で取得する金額について無手数料となる場合があります。

#### ●換金手数料      ありません。

#### ●信託財産留保額 換金申込日の翌営業日の基準価額に対して0.3%

[保有期間中に間接的にご負担いただく費用]

#### ●信託報酬

信託財産の純資産総額に対して年率1.05%(税抜1.00%)

#### ●その他の費用

監査報酬として年105万円を上限(当該上限は契約条件の見直しにより随時変更となる場合があります。)として信託財産より間接的に全受益者にて応分ご負担いただきます。また、有価証券の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用等がかかりますが、これらの費用は取引量等により変動しますので、金額および計算方法は記載しておりません。

※受益者に直接および間接的にご負担いただく費用の合計額は保有期間等に応じて異なりますので、記載しておりません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

2009年9月18日作成  
UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社

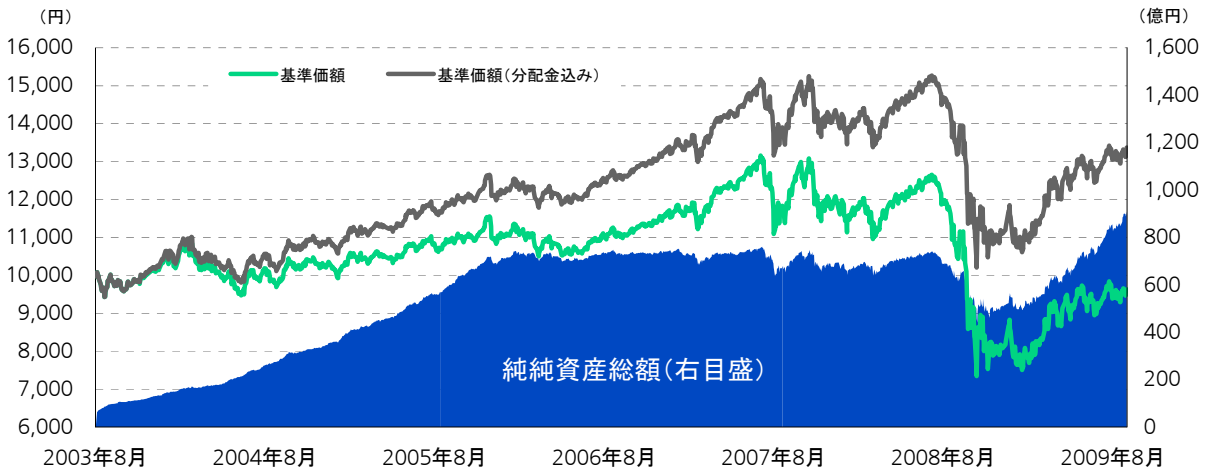
『UBSオーストラリア債券オープン（毎月分配型）』  
第71期分配金のお知らせ

『UBSオーストラリア債券オープン（毎月分配型）』（当初設定日：2003年8月15日、追加型／海外／債券／累積投資適用）は、第71期決算を迎え、当期の分配金につきましては、運用環境、クーポン収入等を勘案し、**1万口当たり80円（課税前）**とさせていただきます。

今後も、当ファンドの投資目的に基づき忠実な運用に努め、安定した収益の確保および信託財産の成長を目指して運用を行って参ります。一層のご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

＜分配金実績（1万口当たり、課税前）＞										
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	
2003/11/17	2003/12/17	2004/1/19	2004/2/17	2004/3/17	2004/4/19	2004/5/17	2004/6/17	2004/7/20	2004/8/17	
40円	40円	40円	40円	40円	45円	45円	45円	45円	45円	
第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	
2004/9/17	2004/10/18	2004/11/17	2004/12/17	2005/1/17	2005/2/17	2005/3/17	2005/4/18	2005/5/17	2005/6/17	
45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	
第21期	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期	
2005/7/19	2005/8/17	2005/9/20	2005/10/17	2005/11/17	2005/12/19	2006/1/17	2006/2/17	2006/3/17	2006/4/17	
45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	
第31期	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期	
2006/5/17	2006/6/19	2006/7/18	2006/8/17	2006/9/19	2006/10/17	2006/11/17	2006/12/18	2007/1/17	2007/2/19	
45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	45円	
第41期	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期	
2007/3/19	2007/4/17	2007/5/17	2007/6/18	2007/7/17	2007/8/17	2007/9/18	2007/10/17	2007/11/19	2007/12/17	
45円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	
第51期	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期	
2008/1/17	2008/2/18	2008/3/17	2008/4/17	2008/5/19	2008/6/17	2008/7/17	2008/8/18	2008/9/17	2008/10/17	
50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	80円	80円	80円	
第61期	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期	第70期	
2008/11/17	2008/12/17	2009/1/19	2009/2/17	2009/3/17	2009/4/17	2009/5/18	2009/6/17	2009/7/17	2009/8/17	
80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	
第71期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	設定来累計
2009/9/17	-	-	-	-	-	-	-	-		
80円	-	-	-	-	-	-	-	-	3,740円	

＜ご参考＞ 設定来の基準価額および純資産総額の推移（2009年9月17日現在）



※ 基準価額（分配金込み）は、課税前分配金を加算して計算しています。また、基準価額は全て信託報酬（年率1.05%（税抜1.00%）控除後としています。  
※ 上記グラフは過去の実績であり、将来の運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

2009年9月17日現在 **基準価額（分配後）:** 9,630円 **純資産総額:** 916億円

## 『UBSオーストラリア債券オープン（毎月分配型）』 分配金のお知らせ

### <お申込みメモ>

- 信託設定日 2003年8月15日
- 申込単位 三菱東京UFJ銀行では、累積投資コースのみの取扱いとなり、10万円以上1円単位でお申込を受付けます。ただし、「積立プラン」をご利用の場合は、1万円以上1円単位です。
- 申込価額 お申込日の翌営業日の基準価額
- 買付・換金 買付・換金のお申込の受付は午後3時(半日営業日の場合には午前11時)までとさせていただきます。ただし、シドニー先物取引所の休業日、シドニーの銀行休業日、その他シドニーにおける債券市場の取引停止日は、買付・換金のお申込みはできません。
- 信託期間 無期限 ただし、ファンドの残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。
- 収益分配 毎決算日(毎月17日、ただし決算日が休業日の場合は翌営業日)に、収益分配方針に基づいて分配を行います。  
※ 分配金は税引後、原則として再投資されます。分配金を再投資せず、お客様の指定口座にご入金するお取扱いを希望される場合は、分配出金(定期引出契約)をお申込みください。
- 課税関係 収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の譲渡益に対して原則として税金が課せられます。

### <委託会社、その他関係法人の概要>

- 委託会社 UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社  
信託財産の運用の指図等を行います。
- 投資顧問会社 UBSグローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド  
委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けて、ファンドの運用の指図を行います。
- 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社  
信託財産の管理業務等を行います。
- 販売会社 株式会社三菱東京UFJ銀行  
(登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号/加入協会:日本証券業協会、  
社団法人金融先物取引業協会)  
募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。

※投資信託説明書(目論見書)は、上記販売会社にご請求ください。